

法務省管総第4798号
平成28年8月31日

入国者収容所長 殿
地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局総務課長 石岡 邦章
(公印省略)
法務省入国管理局警備課長 清水 洋樹
(公印省略)

被収容者の適正な処遇に係る経費について（通知）

本年度の財務省予算執行調査において、被収容者に対する食糧費、薬品等購入費及び入院・通院治療費に関する調査が実施され、今後の改善点・検討の方向性が下記のとおり示されました。

そこで、各官署においては、下記にある今後の改善点及び検討の方向性を踏まえた取組を実施願います。

記

1 今後の改善点・検討の方向性

(1) 食糧費

入札公告の際、業務内容を具体的に示すことや掲示場所を増やすなど工夫することで応札者を増やすよう努めること。

契約先の選定の際、効率性や経済性を考慮した上で、一般競争入札によるよう努めるべき。また、随意契約による場合であっても、可能な限り多くの業者から見積書を徴するよう努めること。

(2) 薬品等購入費

収容期間の長期化に伴って増加しているり患・負傷者数の増加要因を把握し、薬品等の使用機会の減少に努めること。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月閣議決定）を踏まえ、後発医薬品の使用割合80%以上を目指し、まずは、全ての収容所等で後発医薬品の使用状況を把握すること。

また、市販薬の調達に当たっては、複数の収容所等や近隣の矯正施設との共同調達に努め、単価抑制を図ること。

（3）入院・通院治療費

施設内医師・看護師の配置について十分に検討し、外部医療機関の受診を抑制するよう努めること。

外部医療機関の受診単価を抑制するため、必要に応じて法務本省も関与するほか、近隣の矯正施設との効果的な連携についても検討すること。

個別施設において急激な費用上昇が見られる場合は、収容者管理状況に問題がないか等について、改めて確認すること。

2 留意事項

上記1を踏まえた取組を実施するに当たっては、適正な処遇の実施に支障とならないよう、御留意願います。